

## 家屋にかかる固定資産税

### 住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額制度

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

④ 工事完了後3カ月以内に申告要 ⑤ 耐震改修工事とその他の改修工事の減額併用不可

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事
対象家屋	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	新築してから10年以上経過した住宅	平成20年1月1日以前に建築された住宅
固定資産税年間の減額範囲	2分の1減額 ⑥ 住居部分の120㎡	3分の1減額 ⑥ 住居部分の100㎡	3分の1減額 ⑥ 住居部分の120㎡
要件	自己負担額が50万円を超える工事	・自己負担額が50万円を超える工事 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下	

### 固定資産税(都市計画税)は、毎年1月1日(賦課期日)の現況で課税されます

1月2日以降に、所有権を移したり、家屋を取り壊したりした場合でも、同年4月1日から始まる年度の固定資産税などは、1月1日時点の所有者に、1年度分の全額が課税されます。

#### ・家屋の建築や、用途の変更をしたときは連絡を

家屋には、床面積の大小にかかわらず、固定資産税などが課税されます。建築確認申請が不要な床面積10㎡未満の小規模な家屋を建築・増築したときや用途変更をしたときはご連絡ください。

#### ・家屋を取り壊したときは届け出を

届け出(取り壊し証明などが必要)がないと、課税される場合があります。

#### ・住宅用地に対する特例の適用について

住宅用の敷地として使用している土地は、住宅を取り壊した場合や住宅用地以外の利用をすると、特例適用外となり、税額が上がる場合があります。また、用途を住宅用地以外から住宅に変更すると、特例の適用により税額が下がる場合があります。

問 税務課・資産税係(1階10番窓口) ☎561-2310、FAX561-2479

## 「はかり」の定期検査

商店や工場、薬局などで、取り引きや証明に使うはかりは、定期的な検査が義務付けられています。

とき	じかん	対象地区	ところ
9月12日(木)	9:30~12:00	大路・渋川(JR草津駅東側)、志津、志津南、草津、矢倉、老上、老上西、玉川、南笠東	県南部合同庁舎(草津三)
	13:30~15:00	大路・渋川(JR草津駅西側)、山田、笠縫、笠縫東、常盤	県計量検定所(川原町)

他 手数料要

問 商工観光労政課(4階) ☎561-2351、FAX561-2486

県計量検定所 ☎563-3145、FAX563-3393

## 働き方改革の取り組みをお手伝いします

4月1日から働き方改革関連法が施行されました。それぞれの事情に応じた、多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正や、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などをめざします。気軽にお問い合わせください。

問 商工観光労政課(4階) ☎561-2352、FAX561-2486

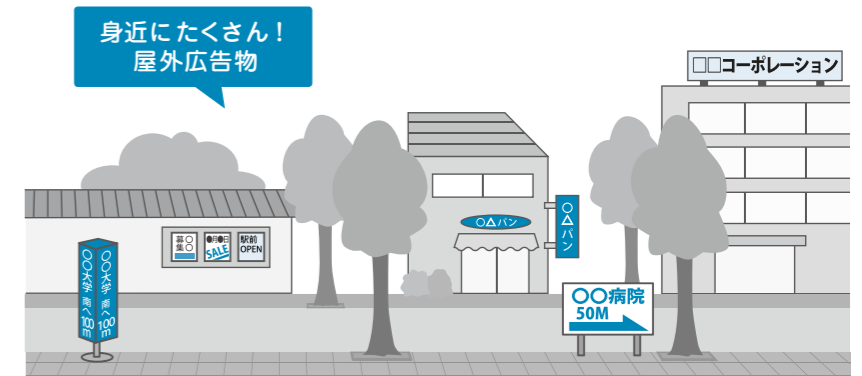
滋賀労働局 ☎522-6649

## 9月1日~10日は屋外広告物適正化旬間

### 屋外広告物は基準を守って掲出しましょう

屋外広告物とは、屋外に設置され、公衆に向け<sup>\*</sup>、常時または一定期間継続して表示される広告物です。設置するには、周囲の景観と調和させ、落下防止など安全を確保する必要があり、条例で定められた基準があります。看板を設置するには、市の許可を受けなければなりません。また、定期的な安全点検や更新(継続)手続きのもと、適正な維持管理をお願いします。

※一般に誰もがその広告物を見ることができている状況。敷地全体が塀で覆われているなど、外部から見ることができない広告物は規制対象外



## 屋外広告物の種類

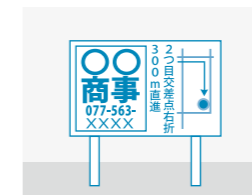
- ・自家用広告物  
店舗や事務所などを営んでいる場所で事業内容を表示するもの
- ・非自家用広告物  
上記以外の任意の場所で表示するもの

### 自家用広告物



自己店舗などの敷地に設置

### 非自家用広告物



店舗などのない敷地に設置

特に交通量が多い幹線道路沿いは宣伝効果が高く、非自家用広告物が乱立する恐れがあります。市では景観に配慮し、案内図板(行先案内の目的に限る誘導表示が40%以上)、面積や高さ、共同掲出する場合の許可基準を、平成25年に厳しく変更しました。

以前の条例で許可されていた屋外広告物については、12月末までに、市条例の基準に適合させる必要があります。

▶案内図板の例。表示面積の40%以上が、案内表示であるもの



問 都市計画課(4階) ☎561-6507、FAX561-2486

## 草津駅西地区 地区計画変更案の縦覧

対象地区内に土地がある人と利害関係がある人は、意見書を提出できます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

縦覧期間 9月1日(日)~14日(土)

縦覧場所 都市計画課(土・日曜日、祝日は1階守衛室)

意見書提出 9月15日(日)~21日(土)

問 都市計画課(4階)

☎561-2375、FAX561-2486

## マンション管理基礎セミナー

専門家から管理組合運営や建物管理の基礎を学びます。

④ 9月28日(土) 13:00~16:30

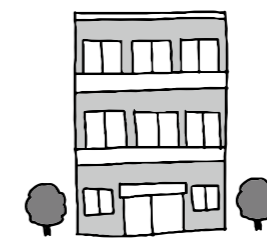
所 市民交流プラザ(野路一、フェリエ南草津5階)

定 100人(先着順)

申 9月20日(金)まで

申・問 住宅課(5階)

☎561-2395、FAX561-2487



## 下水道へ接続しましょう

9月10日(火)は下水道の日です。生活環境の向上と、琵琶湖をはじめとする自然環境を守り、きれいな水を未来へつなぐため、下水道へ接続しましょう。

9月2日(月)~26日(木)に、市役所1階で下水道の歴史についてのパネルを掲示します。

水道水以外の水(井戸水など)を下水道に流す場合は、必ず申告してください。

問 水道お客様センター(2階)

☎561-2441、FAX561-2481

上下水道総務課(2階)

☎561-2440、FAX561-2481